

議案第21号

世田谷区介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 保険料の保険料率を改定するとともに、保険料率に係る第1号被保険者の区分を変更し、規定の整備を図る必要があるため、本案を提出する。

世田谷区介護保険条例の一部を改正する条例

世田谷区介護保険条例（平成12年3月世田谷区条例第41号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項各号列記以外の部分中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「第39条第1項第1号イ及びロ」を「第39条第1項第1号」に、「37,080円」を「34,289円」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「48,204円」を「48,984円」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「51,912円」を「49,361円」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「63,036円」を「64,056円」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「74,160円」を「75,360円」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号中「85,284円」を「86,664円」に改め、同号ロ中「次号ロ」の次に「、第8号ロ」を加え、「又は第16号ロ」を「、第16号ロ又は第17号ロ」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号中「92,700円」を「94,200円」に改め、同号ロ中「次号ロ」の次に「、第9号ロ」を加え、「又は第16号ロ」を「、第16号ロ又は第17号ロ」に改め、同号を同項第7号とし、同項第9号中「103,824円」を「105,504円」に改め、同号ロ中「次号ロ」の次に「、第10号ロ」を加え、「又は第16号ロ」を「、第16号ロ又は第17号ロ」に改め、同号を同項第8号とし、同項第10号中「118,656円」を「120,576円」に改め、同号イ中「4,000,000円」を「4,200,000円」に改め、同号ロ中「次号ロ」の次に「、第11号ロ」を加え、「又は第16号ロ」を「、第16号ロ又は第17号ロ」に改め、同号を同項第9号とし、同項第11号中「126,072円」を「143,184円」に改め、同号イ中「5,000,000円」を「5,200,000円」に改め、同号ロ中「次号ロ」の次に「、第12号ロ」を加え、「又は第16号ロ」を「、第16号ロ又は第17号ロ」に改め、同号を同項第10号とし、同項第12号中「140,904円」を「158,256円」に改め、同号イ中「7,000,000円」を「6,200,000円」に改め、同号ロ中「次号ロ」の次に「、第13号ロ」を加え、「又は第16号ロ」を「、第16号ロ又は第17号ロ」に改め、同号を同項第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者 173,328円

イ 合計所得金額が7,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、次号ロ、第14号ロ、第15号ロ、第16号ロ又は第17号ロに該当する者を除く。）

第5条第1項第13号中「170,568円」を「188,400円」に改め、同号ロ中「又は第16号ロ」を「、第16号ロ又は第17号ロ」に改め、同項第14号中「200,232円」を「218,544円」に改め、同号ロ中「又は第16号ロ」を「、第16号ロ又は第17号ロ」に改め、同項第15号中「237,312円」を「256,224円」に改め、同号ロ中「又は次号ロ」を「、次号ロ又は第17号ロ」に改め、同項第16号中「274,392円」を「293,904円」に改め、同号ロ中「第39条第1項第1号イ」の次に「又は次号ロ」を加え、同項第17号中「311,472円」を「369,264円」に改め、同号を同項第18号とし、同項第16号の次に次の1号を加える。

(17) 次のいずれかに該当する者 331,584円

イ 合計所得金額が50,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イに該当する者を除く。）

第5条第2項各号列記以外の部分中「前項第1号から第4号まで」を「前項第1号から第3号まで」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「前項第1号又は第2号」を「前項第1号」に、「22,248円」を「21,478円」に改め、同項第2号中「前項第3号」を「前項第2号」に、「37,080円」を「36,550円」に改め、同項第3号中「前項第4号」を「前項第3号」に、「48,204円」を「48,984円」に改める。

第7条第3項中「第39条第1項第1号イ」の次に「（同日後に同号イ）を加え、「第2号（令第39条第1項第1号ニに係る者に限る。）」を「、ロ又はニに係る者に限る。）」に、「第3号（令）」を「第2号（令）」に、「第4号（令）」を「第3号

(令)に、「第5号(令)」を「第4号(令)」に、「第6号(令)」を「第5号(令)」に、「第7号口」を「第6号口、第7号口」に、「又は第16号口」を「第16号口又は第17号口」に、「第5条第1項第1号から第16号まで」を「第5条第1項第1号から第17号まで」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第5条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。